

令和5年度名古屋市教育委員会第47号議案

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立あおなみ小学校の通学区域の設定及び名古屋市立港南中学校の通学区域の変更の実施について次のように定め、令和9年4月1日から施行する。

- 1 名古屋市立あおなみ小学校の通学区域の設定
次の区域を名古屋市立あおなみ小学校の通学区域とする。
名古屋市立稲永小学校及び名古屋市立野跡小学校の通学区域
- 2 名古屋市立港南中学校の通学区域の変更
次の区域を名古屋市立港南中学校の通学区域とする。
名古屋市立あおなみ小学校及び大手小学校の通学区域

(理 由)

この案を提出したのは、統合による小学校の通学区域を定める等の必要があるによる。

(令和6年3月22日提出 総務部教育環境整備課)

野跡小学校と稲永小学校の統合について



出典：国土地理院ウェブサイト
(<http://maps.gsi.go.jp>)
をもとに教育環境整備課で作成